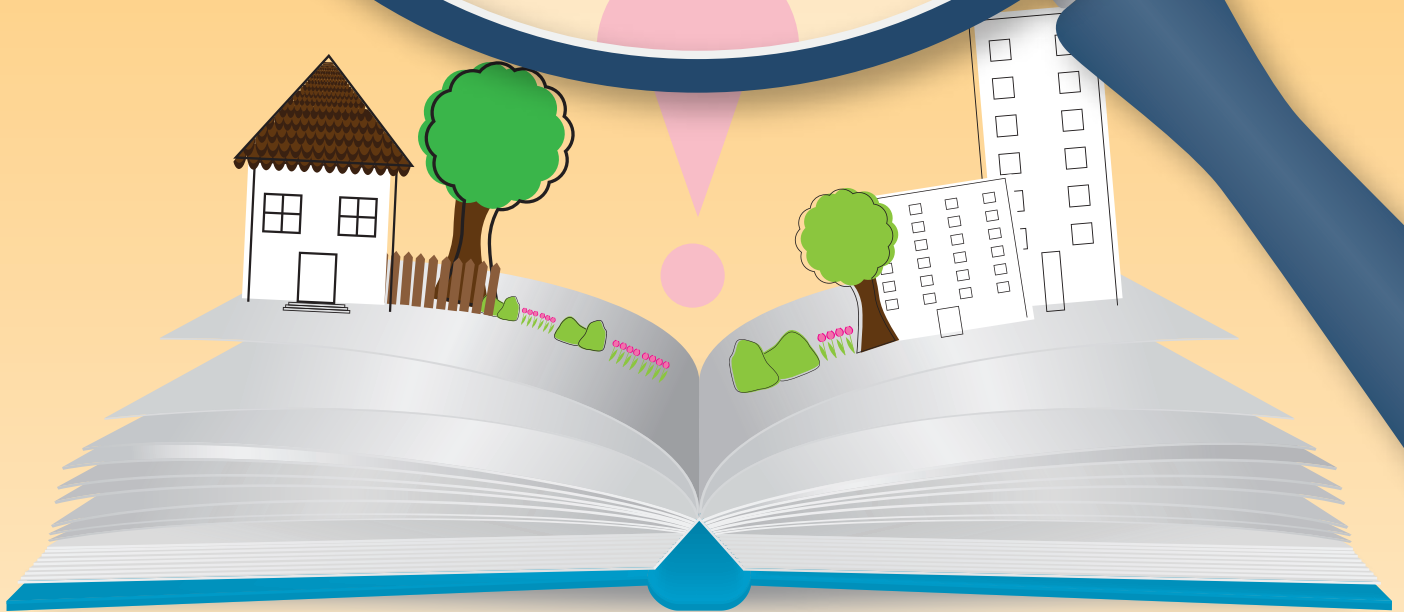


知識を実践に生かしきれずに悩んでいる方へ

FP的な 保険販売の コツ30



FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

第1章 ライフプラン全般

★case 1 保険は損だと思っている人へのアプローチ 2
★case 2 保険より貯金の方がよいと考える人へ 5
★case 3 教育費からのアプローチ 8

第2章 年金編

★case 4 老後生活の話題をきっかけにした保険提案 11
★case 5 繰上げ受給を考えている人へのアドバイス 14
★case 6 遺族基礎年金の支給対象外の方への提案 17
★case 7 若い奥さまへの遺族年金（平成元年4月2日以降生まれ） 20
★case 8 ねんきん定期便を使った提案のヒント 23
★case 9 会社を退職した方への提案 26
★case 10 熟年共働き世帯の人への提案 29
★case 11 専業主婦には保険はいらないと考えている人への提案 32
★case 12 再婚を考えている未亡人の方への提案 35

第3章 医療編

★case 13 社会保険料の不思議 38
★case 14 高額療養費をきっかけにした提案 41
★case 15 出産を機に退職を考えている人への提案 44
★case 16 医療費以外の費用を考える 47
★case 17 住宅ローンを組んでいる人への提案 50

第4章 介護編

★case 18 障害年金と介護保険からの提案 53
★case 19 障害年金や介護の話 56

第5章 相続編

★case 20 円満な財産分割のための保険提案 59
★case 21 お子さまのいないご夫婦へのアドバイス 62
★case 22 現金資産の多い人への提案 65

第6章 TAX編

★case 23 保険の契約形態のことをきっかけにしたアプローチ 68
★case 24 確定申告をきっかけとした提案 71
★case 25 生命保険料控除をきっかけとした提案 74
★case 26 医療費控除の具体的計算からの提案 77

第7章 法人編

★case 27 個人契約の必要性を知っていただく提案 80
★case 28 功績倍率を使った保険の提案 83
★case 29 赤字法人への保険提案 86
★case 30 社長の給与を減らす提案 89

本書は、特に記載のない限り、2026年3月現在の制度改正や税制に基づいて作成されております。



保険は損だと思っている人へのアプローチ

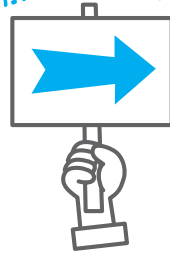
毎年厚生労働省から発表される「簡易生命表」ですが、生命保険を販売している私たちにとっては目が離せない数字です。

まずは、簡易生命表を使った保険販売のヒントを考えてみましょう。

既婚のAさん(男性35歳)は医療保険には加入していますが、「そんな簡単に死ぬこともないし、死亡保障は掛け捨てで損だから入りたくない!」と思っています。

さて、Aさんにはどんなアドバイスが必要でしょうか?

解決のヒント



Aさんの年齢で、公的年金をもらえる年齢(65歳)を迎えることができない確率は約1割です。死亡保障は「万一の保障」ともいわれますが、10人に1人が亡くなってしまうというのは決して低い確率とはいえないのではないのでしょうか。

令和6年簡易生命表によれば、男性の平均寿命は81.09歳、女性にいたっては87.13歳となっています。そして「長寿国」という側面にのみ注目が集まった結果、死亡保障商品の募集環境が厳しいものになってきたのも事実です。

【年齢別生存者数と平均余命】

(男性)

年齢	生存者	平均余命
35歳	98,769人	46.85年
45歳	97,806人	37.26年
55歳	95,531人	28.01年
65歳	89,644人	19.47年
75歳	75,338人	12.08年
88歳	33,901人	5.01年

(女性)

年齢	生存者	平均余命
35歳	99,103人	52.76年
45歳	98,538人	43.03年
55歳	97,191人	33.54年
65歳	94,364人	24.38年
75歳	87,882人	15.75年
88歳	58,863人	6.59年

厚生労働省「令和6年 簡易生命表」

しかし、少し視点を変えることで、意外なことがわかってきます。

ポイントは長期の視点で生命表を見ることです。
長い期間で見ると「亡くなる確率」は意外に高いことがわかります。

●米寿(88歳)を迎えられない人が6割強!

35歳のAさんが、老齢年金の支給開始年齢(65歳)を迎えることのできない確率は約1割です。これは「65歳時の生存数(89,644人)」を「35歳時の生存数(98,769人)」で割る手順で算出することができます($1 - (89,644 \div 98,769) = 9.24\%$)。

同じような考え方で、Aさんが米寿を迎える前に亡くなる可能性は6割強と非常に高いものになっています($1 - (33,901 \div 98,769) = 65.7\%$)。



(老齢年金)

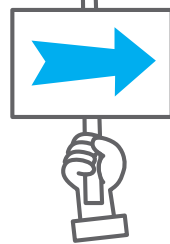
繰上げ受給を考えている人へのアドバイス

支給開始年齢の引き上げの問題なども議論されていますが、公的年金は現行では60歳から繰り上げて受け取ることが可能です。

今回は、年金を早めに受け取りたいと考えている人へのアドバイスを考えてみましょう。

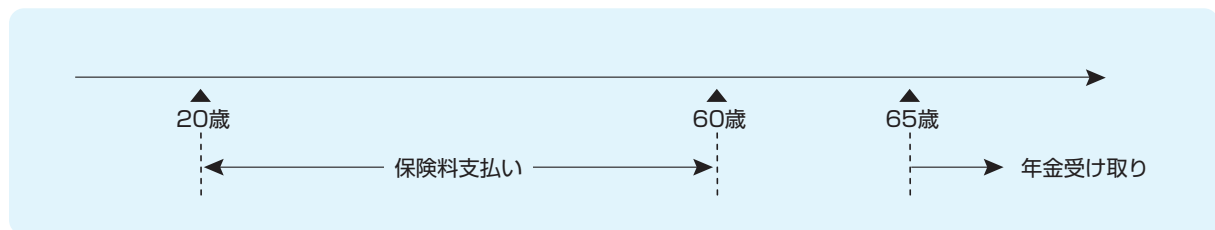
Aさんご夫妻は老後のライフプランを考えています。公的年金の支給開始年齢が65歳以降に引き上げられそうだというニュースを見て、「年金は早めにもらった方がよい」と考え、繰上げ受給を考えているようです。さて、ここでどんなアドバイスをすべきなのでしょう。

解決のヒント



確かに公的年金の支給開始年齢の引き上げが議論されているのは事実です。しかし、繰上げ受給を行えば年金受取額が減額されることになり、しかも一生涯減額された年金となりますので、長生きした場合の老後生活は大変不安なものになってしまいます。

老齢基礎年金は原則20歳から60歳になるまでの40年間保険料を支払った人が、65歳から受け取ることができるものです。60歳から65歳になるまでの5年間は保険料を支払う必要はありませんが、年金の支給もありません。



そこで、60歳から前倒して年金を受け取ることのできる「繰上げ受給」という制度があります。「死んでしまえばもらえないから、もらえるうちにもらっておく」と考える人もいます。

●80歳あたりで受取総額が逆転する

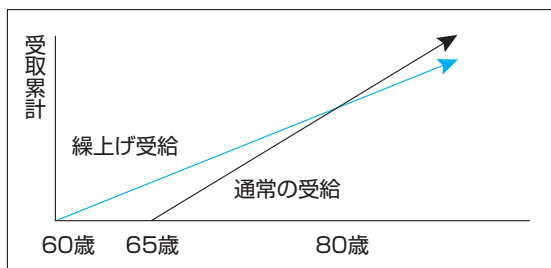
しかし、いくら減額されるのかを実感されている人は意外に少ないものです。

また、年金制度をよくご存知ない一部の方においては、この減額が一生涯続くとは思っていない（65歳からは減額されなくなると思っている）場合があります。

繰り上げすることにより1カ月あたり0.4%^{*}、1年間に換算すると4.8%の減額となります。したがって、60歳から繰り上げて受給すると、毎年24%減額された年金しか受け取れなくなります。

^{*}昭和37年4月1日以前生まれの人の繰上げ減額率は1カ月あたり0.5%です。

老齢基礎年金の満額は約85万円ですから、24%減では年間65万円ほどにしかありません。月額にすると5万円ほどにしかならず、他に収入がない限り老後生活資金としては完全に不足します。



本来の受取開始時期を5年前倒して60歳から年金をもらったとしても、80歳ごろの時点で受取累計額はほぼ並ばれてしまいます。

知識の再確認と実践への応用

●具体的な数字で見てみると…

先ほどの80歳時点で年金受取の総額が並ばれてしまうということ、繰上げ減額率0.4%（5年繰上げで24%減）の例で具体的に計算してみましょう。

(60歳から繰上げ受給) $85万円 \times 0.76 \times 20年 = 約1,292万円$ (80歳時の累計受取額)
 (65歳から通常受給) $85万円 \times 15年 = 約1,275万円$ …… (80歳時の累計受取額)

60歳から繰り上げて受給する場合には、24%減額された年金をもらい続けなければならない、80歳までの20年間の受取累計額は約1,292万円です。一方、65歳から通常に満額の年金を受け取った場合は、80歳までの15年間で繰上げ受給の受取累計額にほぼ並びます。男性の平均寿命が81.09歳（令和6年 簡易生命表）ですから、それ以前に並ばれてしまうのがわかります。

女性の場合の平均寿命は87.13歳(令和6年 簡易生命表)ですから、繰上げ受給については、より慎重に考えなければなりません。

●大きな問題は障害基礎年金が受けられないこと

しかし、繰上げ受給には受取累計額の損得よりも注意しなければならない問題があります。それは、繰上げ受給を選択すると、その後に障がい状態になったとしても「障害基礎年金を受け取ることができなくなる」ことです。

つまり、繰り上げて受給してしまえば、公的年金の取り扱いにおいては65歳に達したものとみなされてしまうのです。

したがって、60歳から65歳になるまでの間にたとえ障害等級1級・2級の状態になったとしても障害基礎年金を受け取る権利は発生しません。また、万一不幸にして亡くなってしまったとしても奥さまに対する寡婦年金^{*}の受給資格も発生しません。

^{*}寡婦年金とは、国民年金の第1号被保険者であった夫が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの最長5年間受け取ることのできる年金のことです。

繰上げ受給を選択することで、65歳に達したものとみなされてしまうために障害等級に該当したとしても障害基礎年金は受けられません。

障害基礎年金については、障害等級1級の場合約106万円、2級の場合約85万円であり、国民年金の保険料支払い期間の長短にかかわらず支払われる金額は変わりません。

万一、Aさんが60歳から繰上げ受給を選択し、61歳時点で障害等級1級または2級に該当したとしても、障害基礎年金を受け取る権利をなくしていますから、減額された老齢基礎年金（約65万円）を受け取り続けるしかないのです。これが一生続いてしまいます。

●障害年金のことまで考えて繰上げ受給を考えている人は少ない

繰上げ受給には、「障がい状態になってしまった場合の保障がなくなる」という大きな問題があります。いったん繰上げ受給を選択してしまえば、元に戻すことはできません。

このような繰上げ受給についてのリスクの話を省略して、単に年金受取総額のみ損得勘定を論じている方が少なくないのは残念なことです。

お客さまには、「安易な繰上げ受給を選択せず、公的年金開始までの期間の収入を確保するための自助努力商品をご検討された方がよいですよ」とアプローチする方が賢明です。

【新規裁定者と既裁定者】

公的年金は、年金受給者を新規裁定者（67歳以下）と既裁定者（68歳以上）に区分しており、両者の年金額は若干異なります。

これは、新規裁定者が「賃金の変動率」、既裁定者は「物価の変動率」に応じて年金額が改定されるのが原則であるために生じることです。

この新規裁定者と既裁定者の年金額に差が生じたのは2023（令和5）年度からです。それまでは新規裁定者も既裁定者も公的年金の加入期間などが同条件であれば、原則として同じ年金受給額でした。それが2023（令和5）年度からは、わずかですが新規裁定者の年金額が高くなり、両者の年金額に差が生じてしまったという経緯があります。

このように、年齢に応じて受給年金額に差が生じるため、本来であれば前ページの「累計受給額」についても、その差額を加味する必要がありますが、当誌は1円単位の正確な年金額を算出することを主旨としているものではないため、新規裁定者の年金額を基準に各種の計算を実施しています。

悩み解消のツツ！

年金の「繰上げ」は慎重に!





(遺族年金)

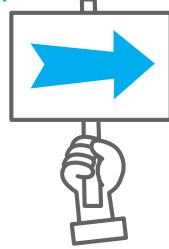
ねんきん定期便を使った提案のヒント

すっかり定着してしまい、逆に見過ごされることも多くなってきた「ねんきん定期便」ですが、実は生命保険提案の格好の材料のひとつです。

今回は「ねんきん定期便」が届いた人へのアプローチを考えてみましょう。

Aさんは「今年もねんきん定期便が来たけど、毎年同じことしか書いていないよね」と、さほど興味を示す様子もありません。
さて、ここから生命保険の販売にどうつなげていけばよいのでしょうか？

解決のヒント



毎年の誕生日に日本年金機構から送られてくる「ねんきん定期便」ですが、老後の年金額の目安を知るだけでなく、万一の場合の遺族年金の話に展開することも可能なことを覚えておくとアプローチの幅が広がります。

「ねんきん定期便」は、年金記録の定期的な確認と年金制度への理解を深めてもらうため、2009（平成21）年4月より国民年金、厚生年金保険の被保険者に送付されているものです。

年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合には記録の訂正を申し出ることができますし、これまでの加入実績に応じた年金額の目安が確認できます。

50歳未満の方には「これまでの加入実績に応じた年金額」が、50歳以上の方には「現在の報酬額等が60歳まで変わらないと仮定した年金額」が記載されています。

確かに、ねんきん定期便には将来の老齢年金の受取額が記載されています。

この点を話題にして「将来の老後生活のために個人年金に加入しませんか？」というアプローチも可能ですが、ここから万一の場合の遺族保障の話に展開することも可能です。

しかも、それほど難しいことではなく、

$$\text{遺族厚生年金} = \text{老齢厚生年金} \times 3/4$$

という計算式を応用するだけです。

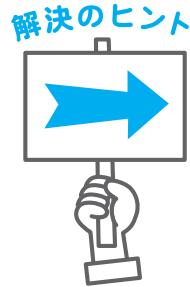
「ねんきん定期便」イコール「老後の年金」との考えを切り替えることによって、生命保険の基本である「遺族保障」のアプローチにつなげましょう。



障害年金と介護保険からの提案

今回は障害年金と介護保険の話から保険販売のヒントを一緒に考えていきましょう。

Aさんは「万一の場合の死亡保険はちゃんと加入しているし、介護の保険なんて加入する必要ない」と思っています。
さて、Aさんにはどのようなアドバイスが必要でしょうか？



国の保障（障害年金）は症状が回復して、障害等級1～3級に該当しなくなれば支給されなくなってしまうもので、一生涯保障されるわけではありません。

障害基礎年金は障害等級1級・2級、障害厚生年金は障害等級1・2・3級の状態に該当していることが支給要件であることはよく理解されていますが、病気やケガの症状は回復することもあり得ます。回復することは嬉しいことなのですが、それにより障がい状態に該当しなくなるケースも当然出てきます。

そのようなとき、国の保障である障害年金は「支給停止」の扱いとなってしまいます。障害年金は「治ったらもらえなくなる年金」ということなのです。

さらに、障害年金は障害認定日以降からでなければ年金を受け取ることができません。

障害認定日とは「初診日から起算して1年6カ月を経過した日」が原則です。つまり、障害年金は、受け取るためには原則「1年半待たされる」ということになるのです。

障害年金の理解のポイントは

- 障がい状態に該当しなくなれば支給停止
- 年金開始は原則1年6カ月後から（切断等で症状固定の場合は別扱い）

障害年金は「働けなくなった場合の必要最低限の保障」なのです。

世帯主が就労不能となった場合に必要な生活資金に対する経済的な備えについては、4分の3近くの人が「不安である」と考えており（（公財）生命保険文化センター「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」）、その場合の1カ月の必要生活資金は平均で29.4万円となっています。